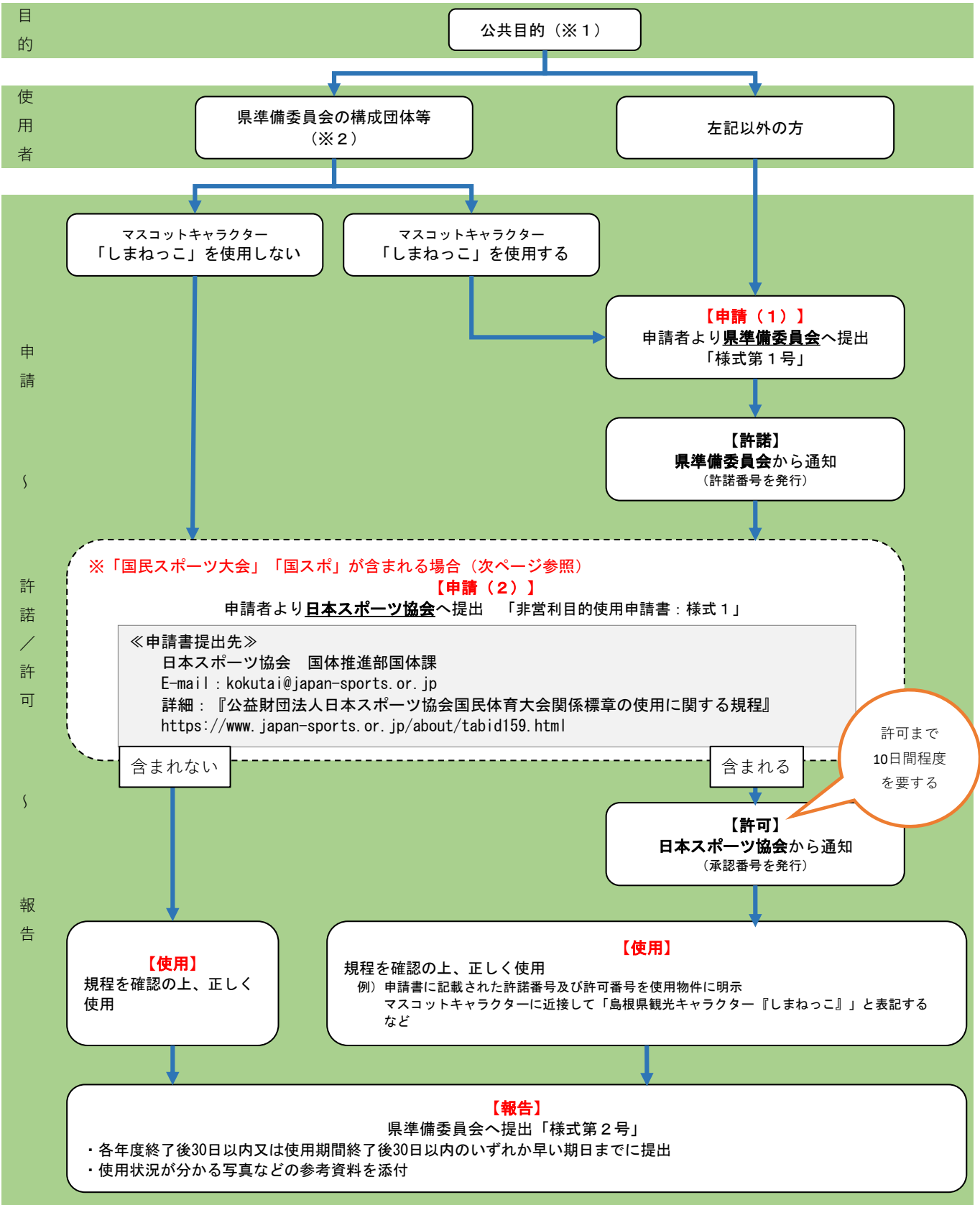


第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
 マスコット等の使用許諾の流れ

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会マスコット等使用取扱規程



※1 規程第4条第1項各号に規定する使用内容

※2 規程第5条第1項各号に規定する者

日本スポーツ協会への申請を要するもの

- 1 以下、画像の赤枠箇所が該当するため、申請を要する



- 2 マスコットキャラクター「しまねっこ」のみを利用する場合

デザインガイドマニュアル16ページ「マスコットキャラクターの使用ルール」記載のとおり

「島根かみあり国スポ・全スポのマスコットキャラクター」の表記を必要とするため、申請を要する



- 3 発行する紙面（（例）市報）等で「国スポ」「国民スポーツ大会」の文字を用いる場合
申請を要する

申請様式のDL先（日本スポーツ協会HP <<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html>>）

スポーツ団体ガバナンスコード

JSPA加盟団体経営フォーラム

資料室ご案内

会議概要

申請に関する詳細情報は、これら赤破線枠内ファイルを参照

国民体育大会マーク

【国民体育大会に関する文字標章】

国民体育大会™
国体™
NATIONAL SPORTS FESTIVAL™

使用に関するガイドライン 国民体育大会関係標章の使用に関する規程 デザインガイドライン 非営利目的使用申請書 営利目的使用申請書 使用許可内容変更申請書

赤実線枠 非営利目的使用申請書DL用リンク